

協働と参加 情報共有で まちづくり

16



PEOPLE

「江南市市民自治に

よるまちづくり

基本条例」の中身

その11

今回は、第6章「市政運営」のうち、「行政評価」と「財政運営」です。

効率的かつ効果的な行政経営を行うために行政評価を実施することや、市長が臨むべき財政運営に関する姿勢などが示されています。

第22条 行政評価

執行機関等は、効率的かつ効果的な行政経営を図るため、市民参加のもとに行政評価を実施し、その結果を政策立案、予算編成方針等に速やかに反映させなければなりません。

2 市長は、行政評価の結果、政策の達成状況その他行政評価に関する情報を適切な時期及び方法により市民に公表し

なければなりません。

執行機関等に対して、行政評価を執行機関等だけではなく、江南市まちづくり会議のような、公募による市民委員も含めた第三者の評価機関により実施し、その結果を適切な時期に、また適切な方法により公表することを求めています。

第23条 財政運営

市長は、必要な財源の確保を図るとともに、費用対効果の高い効率的な財政運営を行い、社会情勢の変化に対応できる持続可能で健全な財政の確立を図ります。

2 市長は、財政状況の現状及び予測を市民に公開し、説明します。

市長に対して、必要な財源の確保と、費用対効果の測定などの検証に基づく効果的な財政運営の実施、並びに財政状況の現状と予測の公開、説明を求めています。

問合せ 地域協働課（内線

3233）